

令和元年度 さぬき市 健全化判断比率等の状況

令和元年度決算に基づく健全化判断比率等について、お知らせします

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3条第1項及び
第22条第1項の規定による公表)

★本市の比率は、いずれも早期健全化基準を下回っています。

1 経過と概要

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体は、毎年度、決算の後、健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」といいます。）を算定し、公表することが義務付けられました。

健全化判断比率のいずれかが、早期健全化基準以上になった場合、又は資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、議会の議決を経て、財政健全化計画等を策定し、計画的に健全化に向けて取り組まなければなりません。

2 健全化判断比率

健全化判断比率とは、次の4つの指標をいいます。

①実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※一般会計等 = 一般会計、共通商品券発行事業特別会計及び建設残土処分場事業特別会計

②連結実質赤字比率

全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※連結実質赤字額：全会計の赤字額（資金不足額）から黒字額（資金剰余額）を引いた額

③実質公債費比率

市が実質的に負担する全ての借入金の償還額が、標準的な収入（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。）に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金等) - (特定財源 + 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}$$

- ※1 地方債の元利償還金等：一般会計の地方債償還だけでなく、特別会計への繰出金などのうち、借入金の償還に充てられたものも含まれます。
- ※2 特定財源：地方債の償還に充当される国庫支出金など

④将来負担比率

一般会計等が抱える実質的な債務（将来負担）の残高が、標準的な収入（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。）に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}$$

※将来負担額：一般会計等の地方債現在高、公営企業債のうち一般会計等からの負担見込額、一般会計等が負担する見込みの職員退職手当支給予定額、土地開発公社等の負担見込額など

3 健全化判断比率の状況 (単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和元年度	実質赤字額なし	連結実質赤字額なし	13.7	資金不足なし
平成30年度	実質赤字額なし	連結実質赤字額なし	13.1	資金不足なし
増 減	—	—	+0.6	—
早期健全化基準	12.77	17.77	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	/

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、ともに実質赤字や資金不足が生じていないため、比率は算定されていません。

実質公債費比率は、早期健全化基準を下回り、かつ地方債の発行に許可が必要となる基準の18%を下回っているものの、県内では依然高い比率となっています。これは、合併以前より地方債を借り入れて道路や学校、下水道等の社会資本整備に積極的に取り組んできたため、令和元年度末の市債残高が全会計合わせて約371億円にのぼるなど、公債費の負担割合が非常に大きいことによるものです。

前年度と比べると、実質公債費比率は公債費の増加等により0.6ポイントと悪化しました。

今後とも財政健全化策に沿って、市債の新規借入抑制や、公営企業会計の経営健全化等を進めながら、公債費など将来負担の適正化に努めることで、実質公債費比率の逡減を図るとともに、財政の健全化を推進していきます。

4 資金不足比率

各公営企業の資金不足額が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※資金の不足額：一般会計等の実質赤字額に相当するもの

※事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当するもの

5 資金不足比率の状況

(1) 公営企業法適用企業

(単位：%)

区 分	病院事業会計
令和元年度	資金不足額なし
平成30年度	資金不足額なし
経営健全化基準	20.0

病院事業会計において、資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されていません。

(2) 公営企業法非適用企業

(単位：%)

区 分	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計	漁業集落排水事業特別会計	観光事業特別会計
令和元年度	資金不足額なし	資金不足額なし	資金不足額なし	資金不足額なし
平成30年度	資金不足額なし	資金不足額なし	資金不足額なし	資金不足額なし
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0

全ての公営企業会計において、資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されていません。